

「高知県建設工事指名停止措置要綱」新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正前	改正後
<p>第1条 知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の<u>規定による</u>名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者<u>について</u>指名の対象外(以下「指名停止」という。)とするものとする。</p> <p>2 契約担当者(高知県契約規則<u>第2条第3号</u>の契約担当者をいう。以下同じ。)は、前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)</p> <p>第4条 知事は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき(前条第2項の規定に該当することとなったときを除く。)は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに</p>	<p>第1条 知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者<u>について県が発注する建設工事の入札参加者の</u>指名の対象外(以下「指名停止」という。)とするものとする。</p> <p>2 契約担当者(高知県契約規則<u>第2条第3号</u>に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)</p> <p>第4条 知事は、第1条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき(前条第2項の規定に該当することとなったときを除く。)は、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに</p>

該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

(5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の第7号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

第5条～第8条 略

別表第1（第1条、第3条関係）

県内において生じた事故等に基づく措置基準

該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による知事による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2の第4号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間

(5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。別表第2において同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。別表第2において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2の第7号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなったときを除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1月を加算した期間

第5条～第8条 略

別表第1（第1条、第3条関係）

県内において生じた事故等に対する措置基準

第1号～第8号 略

別表第2（第1条、第3条、第4条関係）
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) <u>次</u>のア、イ又はウに掲げる者が県の職員（県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>3月以上14月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>

第1号～第8号 略

別表第2（第1条、第3条、第4条関係）
贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措置要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) ア、イ又はウに掲げる者が県の職員（県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>3月以上14月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>

<p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上14月以内 2月以上9月以内 1月以上5月以内</p>	<p>(2) ア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上14月以内 2月以上9月以内 1月以上5月以内</p>
<p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上9月以内 1月以上5月以内 1月以上3月以内</p>	<p>(3) ア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上9月以内 1月以上5月以内 1月以上3月以内</p>
<p>第4号～第9号 略</p>		<p>第4号～第9号 略</p>	
<p>(10) 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 県内の他の公共機関の職員 イ 県外の他の公共機関の職員</p> <p>(暴力団排除)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上14月以内 1月以上14月以内</p>	<p>(10) ア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 県内の他の公共機関の職員 イ 県外の他の公共機関の職員</p> <p>(暴力団排除)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上14月以内 1月以上14月以内</p>
<p>(11) 代表役員等、一般役員等又は有資格業</p>	<p>当該認定をした日か</p>	<p>(11) 代表役員等、一般役員等又は有資格業</p>	<p>当該認定をした日か</p>

<p>者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）<u>と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p>第12号～第22号 略</p> <p>(23) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>ら 12月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>	<p>者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）<u>若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p>第12号～第22号 略</p> <p>(23) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>ら 12月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p>
--	--	--	--